

厚生年金基金令等の一部を改正する政令要綱

第一 厚生年金基金令の一部改正

一 厚生年金の標準報酬月額及び標準賞与額が改定されたときは、当該改定後の上限を、厚生年金基金の報酬標準給与及び賞与標準給与の最高額の下限とすること。（第十七条関係）

二 厚生労働大臣は、財政の現況及び見通しが作成される場合に、当該財政の現況及び見通しが公表された日の属する月の翌月から一年六月以内で厚生労働大臣が定める月以降の月分の率として、厚生年金基金の免除保険料率を決定すること。（第三十六条の二関係）

三 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会の責任準備金の額の算定については、当分の間、附則第四条及び第五条の規定によることとする。（附則第四条及び第五条関係）

第二 確定拠出年金法施行令の一部改正

一 拠出限度額を引き上げること。（第十一条、第三十六条及び附則第二条関係）

二 厚生年金基金等から確定拠出年金へ資産を移換する際の期限を緩和すること。（第二十二条及び附則

（第二条関係）

三 企業型年金の終了に伴う資産の移換を六月以内に行うこととする。 (第四十五条の二関係)

四 確定拠出年金法及び厚生年金保険法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終えた日から五年を経過しない者等について、運営管理機関の登録を拒否する者に追加すること。 (第四十九条

関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この政令は、平成十六年十月一日から施行すること。